

【必修】2026 年度教育実習事前指導(3回目)

【対象者】

2026 年度教育実習参加者(大学院生、科目等履修生を含む)は、必ず受講する必要があります。

※教育実習事前指導 3 回目は「教育実習指導」の授業の一部です。

事前指導開始後の会場への入退場はできません。時間厳守で集合してください。

【日時】

今出川校地

4 月 20 日(月)18 時 25 分 ~ 19 時 55 分 教室:RYB1

京田辺校地

4 月 23 日(木)18 時 25 分 ~ 19 時 55 分 教室:TC2-101

【内容】京都市教育委員会 総合教育センター 教員養成支援室
専門主事 太田 勝 先生による講演 他 諸注意

※教室の変更はありません。【内容】を更新しています(4/7 更新)

【注意事項】

◇できるだけ所属学部・研究科の主たる校地で参加すること。

※都合がつかない場合は必ず他校地の事前指導へ参加すること。

・事前指導開催前に教育実習が開始する場合は、事前に各校地の免許資格
課程センター事務室へ申し出てください。

- ・受講にあたり、特別な配慮をご希望の方は、4月6日（月）までに免許資格課程センター事務室へご希望の内容をお知らせください。ご要望内容を検討させていただき、できる限りの対応を取らせていただきます。

【欠席時の対応について】

以下の理由により欠席する（した）場合は、免許資格課程センター事務室へ期日までに申し出てください。

対象理由	必要な手続き	期日
本人の病気・怪我	医師の診断書を提出（当日、安静が必要である旨の記載が必要）	事前指導 終了後1 週間以内
交通機関の事故・不通	交通機関が発行する遅延証明を提出	
大学の正課授業	特になし（必要に応じ証明書の提出を求める場合があります） ※授業外の説明会等は含みません	事前(事前 指導前)
免許資格課程センターが必修として いる正課の実習（介護等体験）	特になし	
災害	被災証明書を提出	事前指導 終了後1 週間以内
忌引き	会葬案内、死亡診断書を提出	
学校感染症	医師の診断書または大学所定の「学校において予防すべき感染症：罹患証明書」を提出	出校停止 期間終了 後1週間 以内
裁判員制度	裁判所が発行する証明書を提出	事前指導 終了後1 週間以内
検察審査会制度	検察審査会事務局が発行する証明書を提出	

上記以外の理由による欠席は正当な欠席理由として認めません。

やむを得ず欠席する場合には、免許資格課程センター事務室へ事前に必ず相談し、今後の対応方法について指示を受けてください。

2026年2月12日
免許資格課程センター事務室